

滋賀県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画（第4次）

〔素案〕

令和●年（●●年）●月

滋賀県

1 目次

2		
3	1. 計画策定の背景、位置付けおよび目的.....	1
4	(1) 背景.....	1
5	(2) 位置付け.....	4
6	(3) 目的.....	5
7	2. 管理すべき鳥獣の種類.....	5
8	3. 計画の期間.....	5
9	4. 管理が行われるべき区域.....	5
10	5. 現況.....	5
11	(1) 分布状況および生息環境.....	5
12	① 分布状況.....	5
13	② 生息環境.....	6
14	③ 耕作放棄地等の状況.....	9
15	(2) 生息状況の動向.....	9
16	① 出猟カレンダー調査による SPUE	10
17	② 生息密度指標の動向.....	10
18	(3) 捕獲の状況.....	14
19	① 捕獲数の推移.....	14
20	② 狩猟による捕獲状況.....	16
21	③ 狩猟・有害鳥獣捕獲を合わせた県内の捕獲状況.....	16
22	④ 狩猟者数の動向.....	18
23	(4) 被害と被害防除の状況.....	19
24	① 被害.....	19
25	② 防除状況.....	24
26	(5) 豚熱 (CSF) の感染状況および対策状況.....	26
27	6. 管理の目標と施策の基本的な考え方.....	27
28	(1) 第3次計画期間中の取組評価.....	27
29	(2) 管理の目標.....	28
30	(3) 施策の基本的な考え方.....	29
31	① 個体群管理.....	29
32	② 被害防除対策.....	30
33	③ 生息環境管理.....	31
34	7. 数の調整に関する事項.....	31
35	(1) 具体的な施策.....	31
36	(2) その他推進すべき事項.....	32

1	8.	被害防除対策に関する事項.....	32
2	(1)	農業被害対策.....	32
3	(2)	その他の被害対策.....	33
4	9.	生息環境の保全・整備に関する事項.....	33
5	(1)	集落および農地.....	33
6	(2)	農地に接する森林および耕作放棄地.....	34
7	(3)	生息地としての森林.....	34
8	10.	その他管理のために必要な事項.....	35
9	(1)	モニタリング等の調査研究.....	35
10	①	生息状況調査.....	35
11	②	被害状況調査.....	35
12	(2)	普及啓発.....	36
13	(3)	イノシシの資源的利用について.....	36
14	(4)	錯誤捕獲の防止について.....	36
15	(5)	計画の実施体制.....	37
16			
17			
18			
19			

1. 計画策定の背景、位置付けおよび目的

(1) 背景

滋賀県の中央には県土の約6分の1の面積を有する琵琶湖が広がり、その周辺を鈴鹿、伊吹、野坂、比良・比叡等の山地・山脈がとりまいている（図1参照）。このように水と緑に恵まれた滋賀県の自然の特徴は、変化に富んだ地形、気象条件とともに、古くからの人の営みによっても形作られていることにある。また、この豊かな自然は、多様な野生生物によっても形成されている。滋賀県に生息、生育する野生生物は1万種を超え、琵琶湖水系の固有種も60種を超えるなど高い生物多様性を保っている。

滋賀県はこの豊かな自然環境の恩恵を受けながら発展してきたが、一方で、イノシシなどの野生鳥獣による農林業被害が増加し、農山村部を中心に野生動物と人との軋轢が深刻な社会問題となっている。

イノシシによる被害防除として、捕獲や防護柵の整備を行う等の対策を行っており、県内においてイノシシによる農業被害はピーク時より減少している。しかしながら、野生獣による農業被害の中でイノシシによる被害が最も多く、引き続き、被害に遭わないための被害防除対策や生息地管理を強化するとともに、適切な個体群管理を行うなど、より効果的な対策が求められている。

イノシシは古くから日本に生息し、生態系を構成する要素として重要な役割を果たしており、貴重な狩猟資源でもある。このため、人間活動とイノシシとの軋轢を軽減し、長期にわたる安定的な共存を図る必要がある。

1 国等におけるイノシシ管理の経緯

年 月	経 緯
平成 19 年 (2007 年) 12 月	・鳥獣被害の深刻化、広域化を踏まえ、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律が成立 －国が基本指針を作成、基本指針に即して市町村が被害防止計画を作成し対策を実施 －被害対策の担い手の確保、捕獲の一層の推進等を図るため、平成 24 年 (2012 年)、平成 26 年 (2014 年)、平成 28 年 (2016 年) および令和 3 年 (2021 年) に改正
平成 25 年 (2013 年) 12 月	・環境省と農林水産省が、「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を取りまとめる
平成 26 年 (2014 年) 5 月	・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に改正 －集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣として、ニホンジカとイノシシを「指定管理鳥獣」に指定 －指定管理事業および認定事業者制度の導入 －特定鳥獣保護管理計画を保護を目的とする第一種特定鳥獣保護計画と管理を目的とする第二種特定鳥獣管理計画に区分
令和 7 年 (2025 年) 4 月	・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律が成立 －人の日常生活圏にクマ・イノシシが出没した際、安全確保等の条件の下で、市町村が委託等した者による銃猟を可能とする緊急銃猟制度が設立

2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12

1 県におけるイノシシ管理の経緯

年 月	経 緯
平成 24 年 (2012 年) 11 月	・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく滋賀県イノシシ特定鳥獣保護管理計画を作成（平成 24 年(2012 年) 11 月 15 日～平成 29 年(2017 年) 3 月 31 日まで） －鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正に伴い、平成 27 年（2015 年）に滋賀県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画に改正
平成 29 年 (2017 年) 3 月	・滋賀県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画（第 2 次）を作成（平成 29 年(2017 年) 4 月 1 日～令和 4 年(2022 年) 3 月 31 日まで）
令和 4 年 (2022 年) 3 月	・滋賀県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画（第 3 次）を作成（令和 4 年(2022 年) 4 月 1 日～令和 9 年(2027 年) 3 月 31 日まで）

2

3

1 (2) 位置付け

2 本計画は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、
3 生息数が著しく増加し、またはその生息地の範囲が拡大しているイノシシの
4 管理に関して定めるものであり、専門家や地域の幅広い関係者の合意を図り
5 ながら、科学的で計画的な管理に係る目標を設定し、これに基づいて、イノシ
6 シの適切な個体群管理の実施、生息環境の整備、被害の防除等の対策が、自助、
7 共助、公助により総合的、計画的に実施されるよう推進するものである。

8

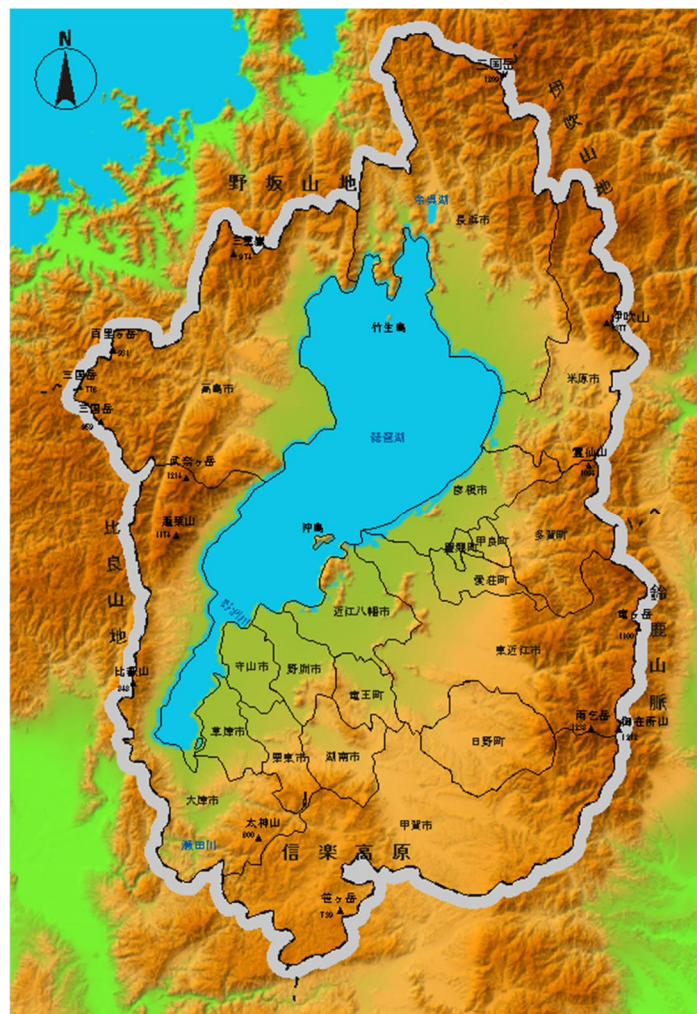


図1 滋賀県の地形

9

10

(3) 目的

本計画は、人とイノシシが共存できるよう、イノシシによる農業被害、生活環境被害等を軽減させることを目的とする。

2. 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ（イノブタを含む）

3. 計画の期間

令和9年（2027年）4月1日から令和14年（2032年）3月31日まで
なお、計画の進行管理のため、被害状況や捕獲状況の把握を行い、必要な場合には、計画期間内にかかわらず計画を変更する。

4. 管理が行われるべき区域

滋賀県全域

5. 現況

(1) 分布状況および生息環境

① 分布状況

第6回自然環境保全基礎調査哺乳類分布調査報告書（環境省自然環境局生物多様性センター2004）によると162メッシュでイノシシの分布が確認されていた。本県では、平成22年度（2010年度）から、狩猟者の協力を得てイノシシ出猟カレンダー調査を実施しており、イノシシの目撃情報についても収集している。出猟カレンダー調査により、平成22年度（2010年度）から令和6年度（2026年度）までに153メッシュでイノシシの分布が確認された。本県におけるイノシシの生息状況は、市街地を除

1 くイノシシの分布可能な地域にはほぼ全てに分布しているといえる(図 2
2 参照)。

3
4

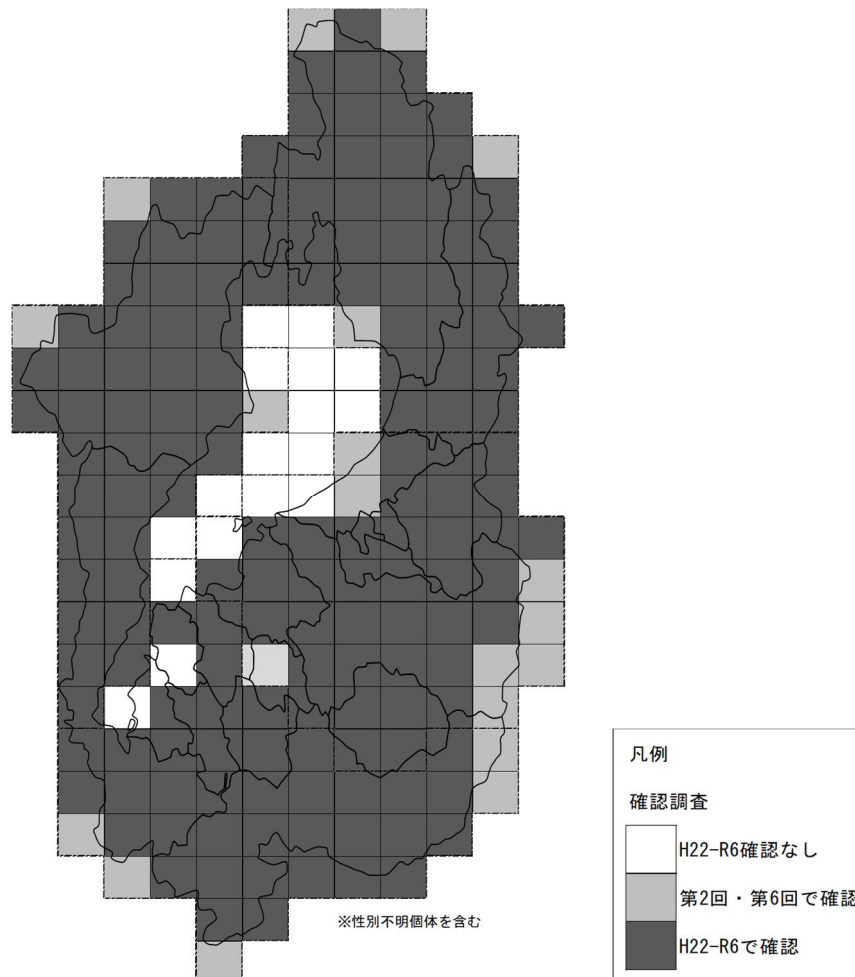


図2 出猟カレンダーの目撃情報および第6回自然環境保全
基礎調査哺乳類分布調査によるイノシシの生息区画

5

6 ② 生息環境

7 滋賀県の総面積は 401,736ha あり、県土の約 6 分の 1 を占める琵琶湖
8 の面積 67,025ha を除く 334,486ha が陸域面積となる。森林の占める面積
9 は 183,838ha で、県の総面積の約 46%、陸域面積では約 55%を占めてい
10 る。人工林および天然林別では、人工林 80,406ha、天然林等 103,432ha
11 となっており人工林率は約 44%となっている(表 1、図 3 参照)。

12 現在のイノシシの生息地は、主として森林やその周辺の耕作放棄地、放

置竹林等であり、河川等を利用した平野部への侵入や琵琶湖を泳いで渡ることによる沖島等の島への侵入、近年の暖冬の影響による積雪の減少などによって行動域が変化しており、イノシシの分布は拡大しつつあると考えられる（図4参照）。

交通の要衝である滋賀県には、名神高速道路、国道1号、国道8号、東海道新幹線などが通っているが、このような交通網などの人為的な土地利用は、イノシシの分布拡大を場所によっては一定程度制限する要素になってきたと考えられる。ただし、これにかかわらず、生息に適した環境があると、生息域を拡大させることもある（図3参照）。

また、生活・生産様式の変化により、農林地における人間の活動が低下してきていることが、農耕地や里山、集落周辺における管理不足や耕作放棄地の増加につながり、イノシシにとっては逆に、餌場や隠れ場所といった好適な生息環境となっている。

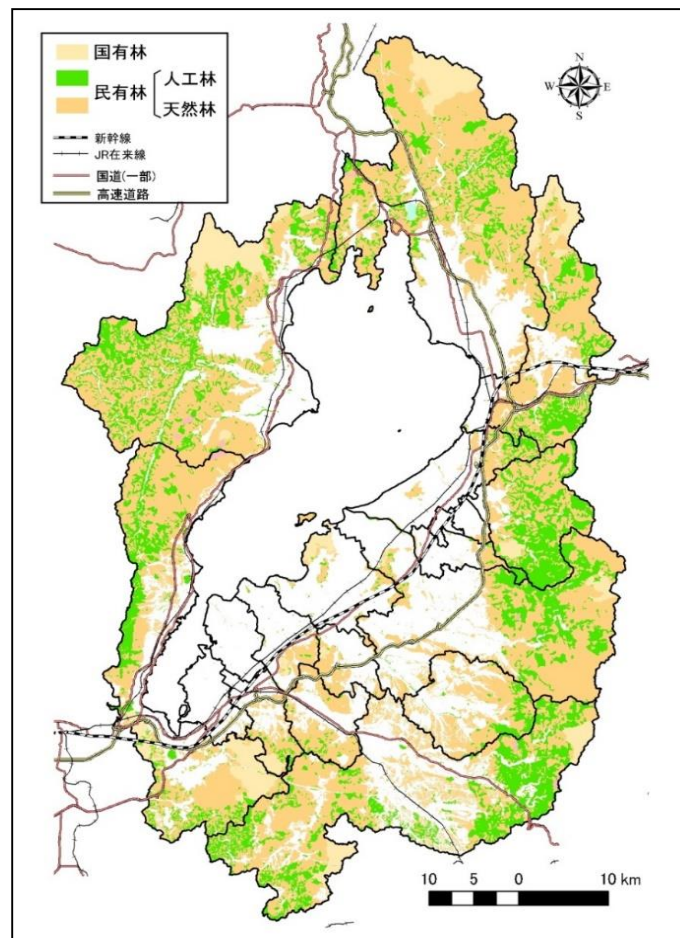


図3 滋賀県の森林分布図

自然環境情報 GIS より作成

表 1 各地域の森林面積

	森林総面積(ha)	人工林		天然林等	
		面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)
湖南	37,168	19,808	53.3	17,360	46.7
湖東	44,610	17,192	38.5	27,418	61.5
湖北	47,837	19,332	40.4	28,505	59.6
湖西	54,223	24,074	44.4	30,149	55.6
計	183,838	80,406	43.7	103,432	56.3

滋賀県森林政策課「令和 6 年度滋賀県森林・林業統計要覧」より作成
面積は、四捨五入のため計は一致しない。天然林等には更新困難地や無立木地を含む。
大津市の南部については、数値として僅少であるため湖西に含める。

1
2
3

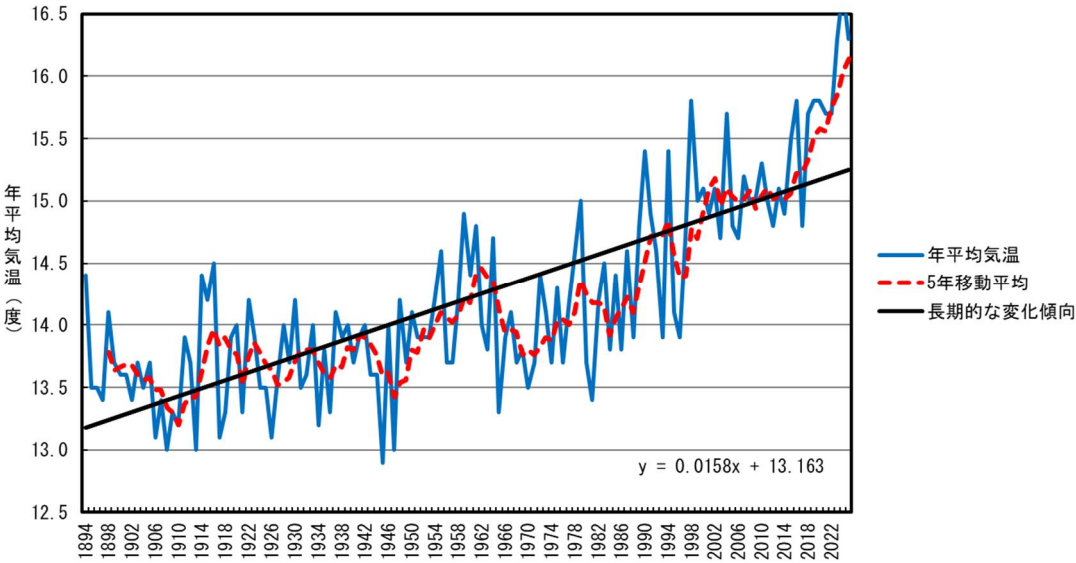


図 4 彦根の平均気温の経年変化
彦根地方気象台のデータより作成

4
5

③ 耕作放棄地等の状況

耕作放棄地は、イノシシの餌場や隠れ場としても好適な生息地となっている。農林業センサスでは、これまで耕作放棄地の面積が掲載されていたが、平成 27 年度（2015 年度）の調査以降、集計項目から外れているため、耕作放棄地のうち遊休農地¹の面積の変化を図 5 に示す。

遊休農地の面積は平成 27 年度（2015 年度）以降、毎年少しずつ拡大しており、イノシシの生息数増加の原因の 1 つとなっていると考えられる（図 5 参照）。

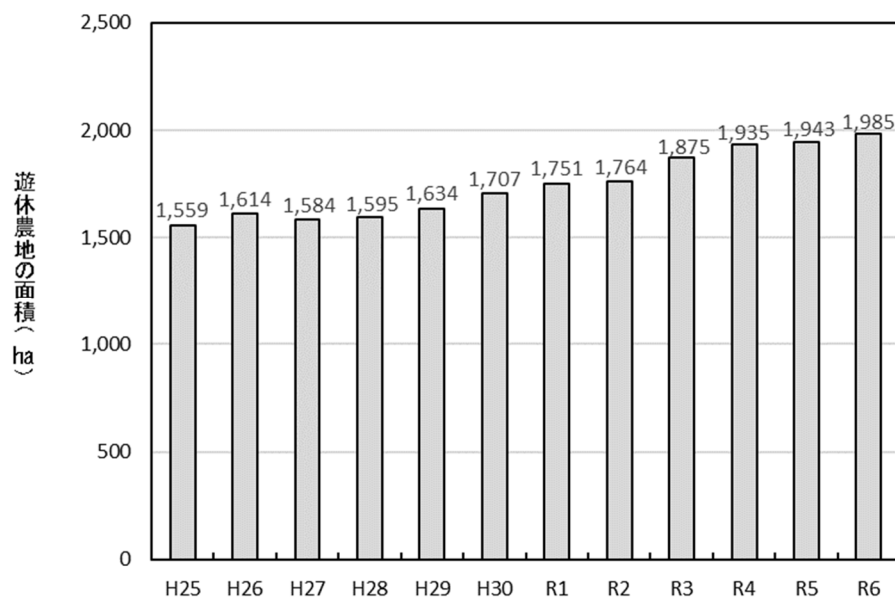


図 5 滋賀県における遊休農地面積の推移

滋賀県農政課資料（遊休農地に関する措置の状況に関する調査から）

（２）生息状況の動向

本県では、平成 22 年度（2010 年度）から目撃効率²（SPUE）と捕獲効率³（CPUE）

¹ 遊休農地：耕作放棄地のうち耕作される見込みがない農地。耕作放棄地は遊休農地と荒廃農地（今後の耕作が客観的に不可能とされる農地）に二分される。

² 目撃効率（SPUE）：延べ出猟人日数あたりの目撃数（狩猟者が狩猟期間中に 1 人 1 日あたりに目撃したイノシシの頭数）

³ 捕獲効率（CPUE）：延べ出猟人日数あたりの捕獲数（狩猟者が狩猟期間中に 1 人 1 日あたりに捕獲したイノシシの頭数）

による2つの生息密度指標について、その推移をモニタリングしている。

① 出猟カレンダー調査⁴による SPUE

狩猟者から回収された出猟カレンダーから、狩猟メッシュ単位で出猟人日数、雌雄別の目撃数を集計した SPUE のメッシュ別の値を、令和3年度（2021年度）から令和6年度（2024年度）について図6に示す。なお本県では令和元年度（2019年度）9月に豚熱ウイルスに感染した野生イノシシが初確認され、その後感染が拡大した。それによってイノシシの生息密度が令和元年度（2019年度）以降急激に低下していると考えられることから、感染拡大前の平成30年度（2018年度）の値も参考のため図6に示す。

平成30年度（2018年度）と比較すると、SPUEが0または0～0.2の低い値を示すメッシュが県全体に拡大している。令和6年度（2024年度）はSPUEが低いメッシュが県全体の大半を占めるものの、SPUEが高いメッシュも各地域で再び出現している。

② 生息密度指標の動向

銃猟による地域別の SPUE および CPUE の年変化を図7と図8に示す。県全体の SPUE および CPUE は、平成22年度（2010年度）から平成30年度（2018年度）までは横ばい傾向であったが、豚熱が発生した翌年の令和2年度（2020年度）は発生前の平成30年度（2018年度）と比較してそれぞれおよそ半分以下に低下した。令和3年度（2021年度）以降は、両指標ともに上昇傾向を示している。特に湖南地域はほかの地域と比較して高い値で推移している。

出猟カレンダー調査は、平成24年度（2012年度）からわな猟と第一種銃猟で記録を分けており、わな猟による CPUE についてもモニタリングしている。くくりわなおよび箱わなによる地域別の CPUE の年変化を示す（図9、図10参照）。わな猟の県全体の CPUE は銃猟の変化と同様に、平成30年度（2018年度）までは横ばい傾向であったが、令和元年度（2019年度）と令和2年度（2020年度）に著しく低下した。令和3年度（2021年度）以降は、上昇傾向を示している。なお、箱わなによる湖北地域の

⁴ 出猟カレンダー：狩猟期に狩猟者が出猟日ごとに、出猟した場所、雌雄別の目撃数および捕獲数を記入するもの。

1 CPUE が令和 6 年度 (2024 年度) に急上昇したが、これは 1 メッシュで CPUE
2 が高かったためであり、地域全体の評価としては課題が残る。

3 なお、近年は有害鳥獣捕獲による許可捕獲の捕獲数が全体の 8 割以上
4 を占め、狩猟による捕獲数を大きく上回っていることから、出猟カレンダー
5 の精度を保つのが難しくなっている。そのため、令和 7 年度 (2025 年
6 度) から、有害鳥獣捕獲による許可捕獲の CPUE についてもモニタリング
7 を行うこととしている。イノシシの個体数は変動が大きいことから、単年
8 度のみで生息密度の変化を評価することは難しいため、今後も豚熱の影
9 響も念頭に置きながら生息密度指標の動向を注視する必要がある。

10

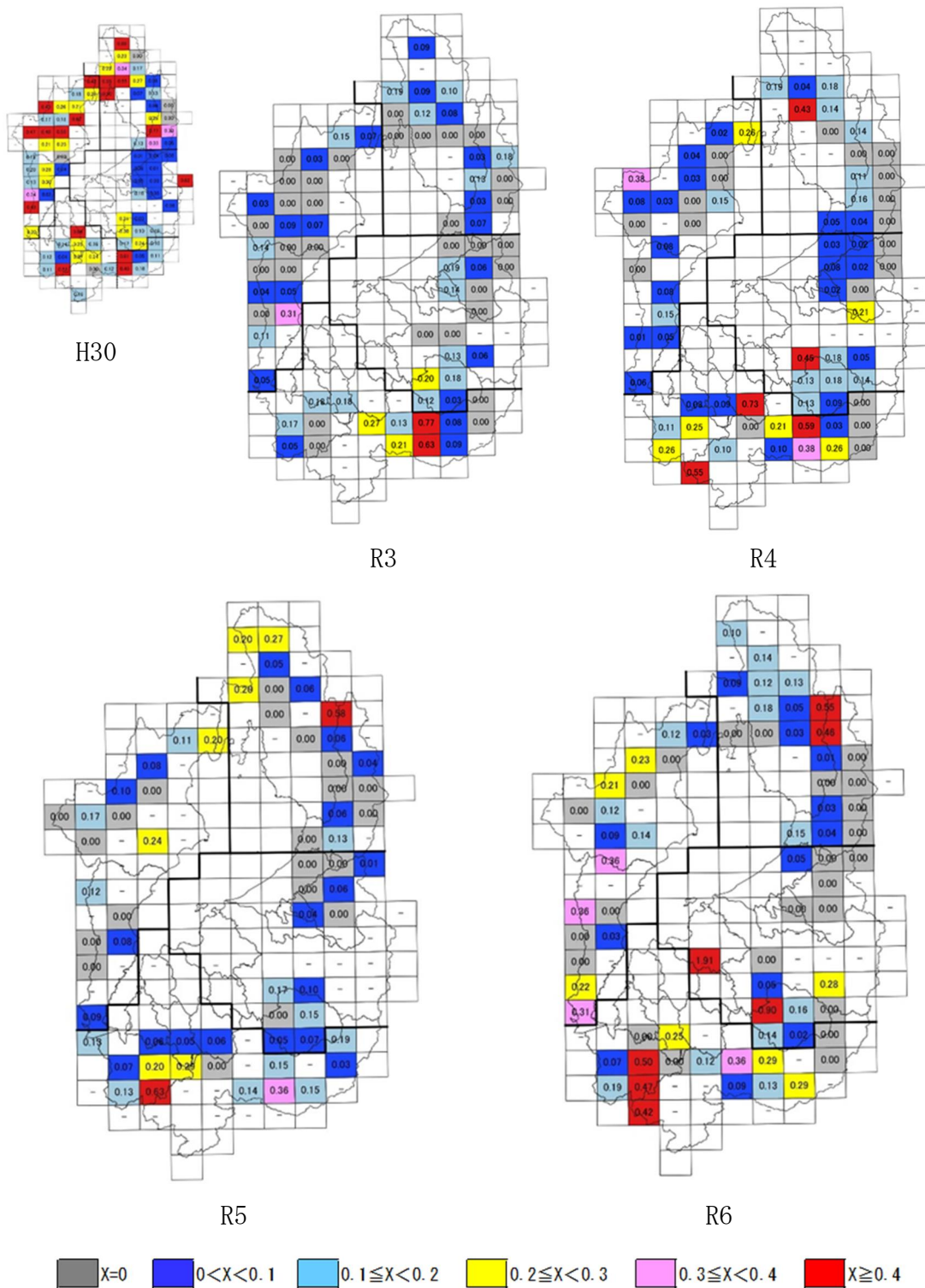


図6 第一種銃猟によるイノシシの SPUE のメッシュ別分布
(平成30年度、令和3年度～令和6年度)

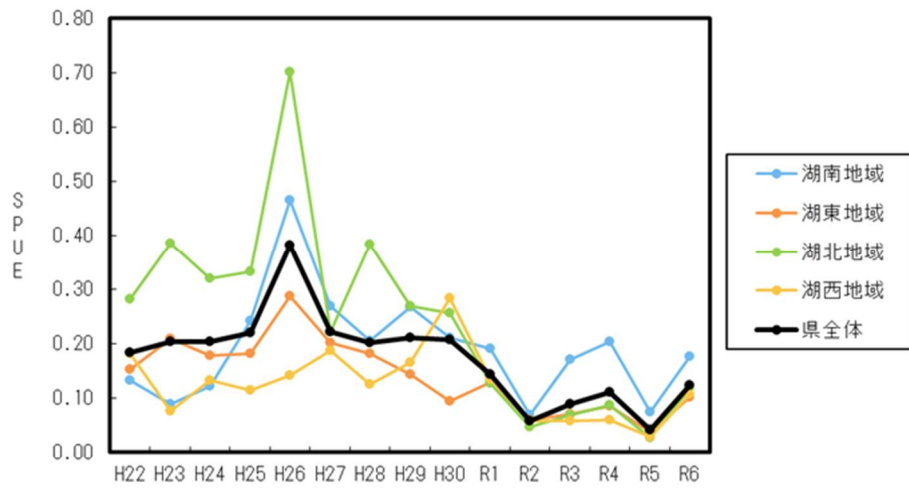


図 7 第一種銃猟によるイノシシの地域別 SPUE の年変化

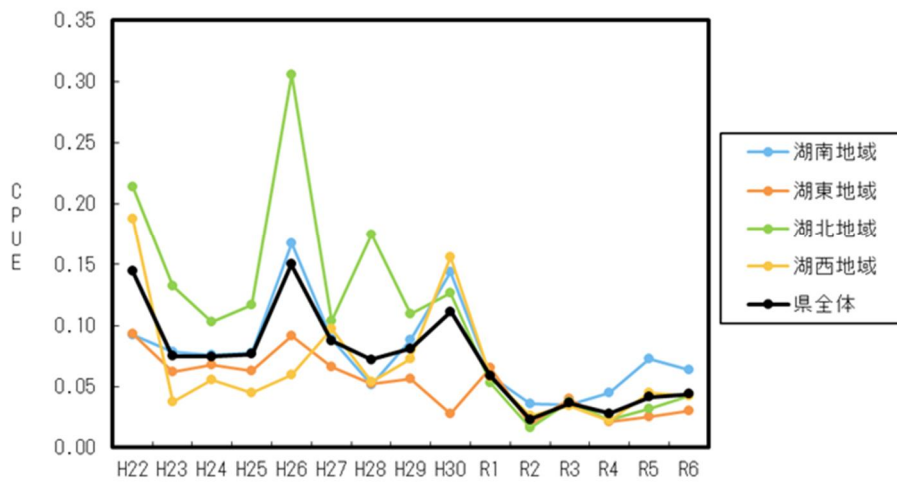


図 8 第一種銃猟によるイノシシの地域別 CPUE の年変化

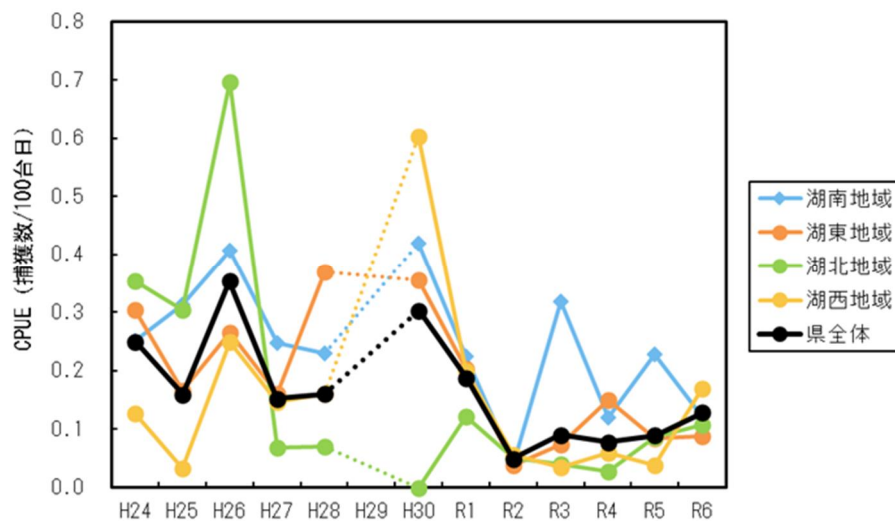


図5 くくりわなによるイノシシの地域別 CPUE の年変化
※平成 29 年度は高島市のデータのための分析から除外した。

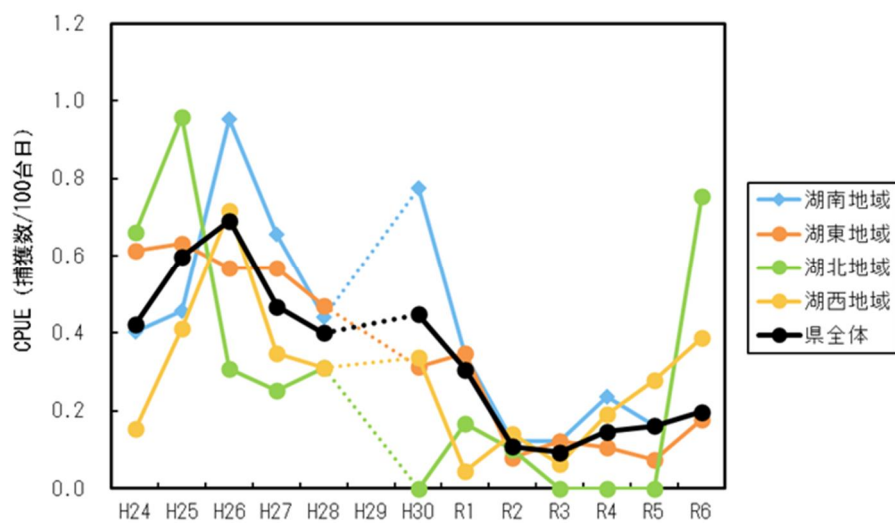


図6 箱わなによるイノシシの地域別 CPUE の年変化
※平成 29 年度は高島市のデータのための分析から除外した。

(3) 捕獲の状況

① 捕獲数の推移

本県におけるイノシシの捕獲数は、令和元年度(2019年度)までは5,000頭から6,000頭の水準で推移していたが、本県で令和元年度(2019年度)に野生イノシシで豚熱陽性が初めて確認され、令和2年度(2020年度)

以降の捕獲数は豚熱発生以前に比べ、3分の1程度まで減少した。

イノシシの捕獲数の内訳は、平成10年度(1998年度)頃までは、ほとんどが狩猟による捕獲であったが、平成11年度(1999年度)以降は市町が実施する有害鳥獣捕獲による捕獲も徐々に増加し、平成23年度(2011年度)以降は有害鳥獣捕獲が狩猟による捕獲数を上回っている。令和6年度(2024年度)は3,663頭の捕獲のうち、約9割を占める3,262頭が有害鳥獣捕獲によるものである(図7参照)。

市町が実施する有害鳥獣捕獲に対して、国、県は交付金による支援を行っている。平成24年度(2012年度)までは、県の自治振興交付金での支援のみであったが、平成25年(2013年)の鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の改正に伴い、被害防止計画を作成した市町村に対し国の鳥獣被害防止総合対策交付金での支援が始まったことにより、有害鳥獣捕獲が大きく増加した。市町の有害鳥獣捕獲は、地域の狩猟団体に委託し実施されているほか、市町職員や地域の狩猟団体から推薦を受けた狩猟者等で構成される鳥獣被害対策実施隊でも取り組まれている。

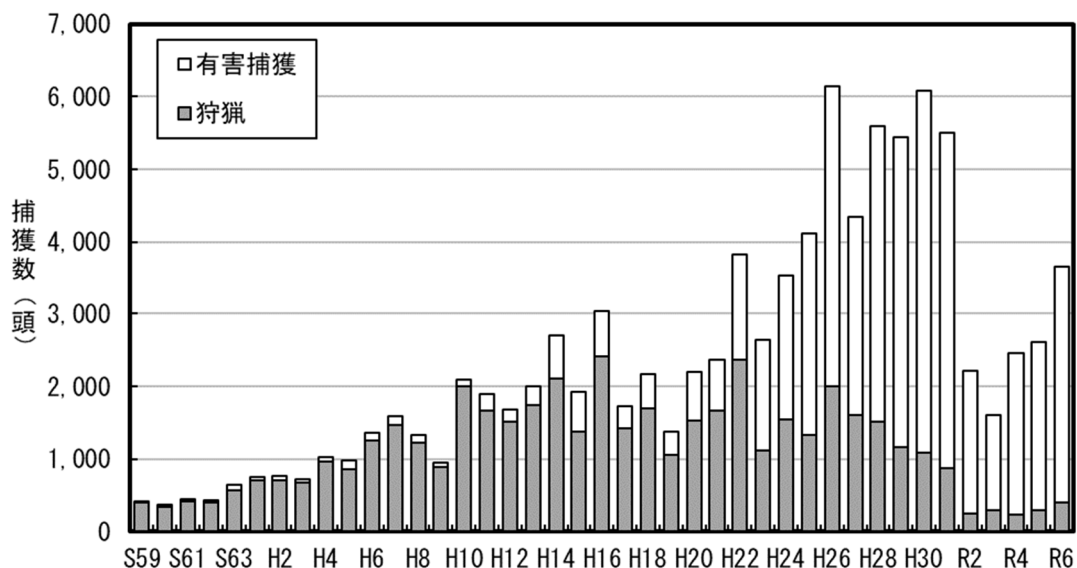


図7 滋賀県におけるイノシシの捕獲数の推移

② 狩猟による捕獲状況

本県における狩猟によるイノシシの捕獲方法は、平成 23 年度（2011 年度）までは、銃猟、わな猟ともに半数程度であったが、平成 24 年度（2012 年度）以降はわな猟による捕獲が多くなってきており、令和 6 年度（2024 年度）はわな猟による捕獲数が狩猟による捕獲数の約 6 割を占める（図 8 参照）。

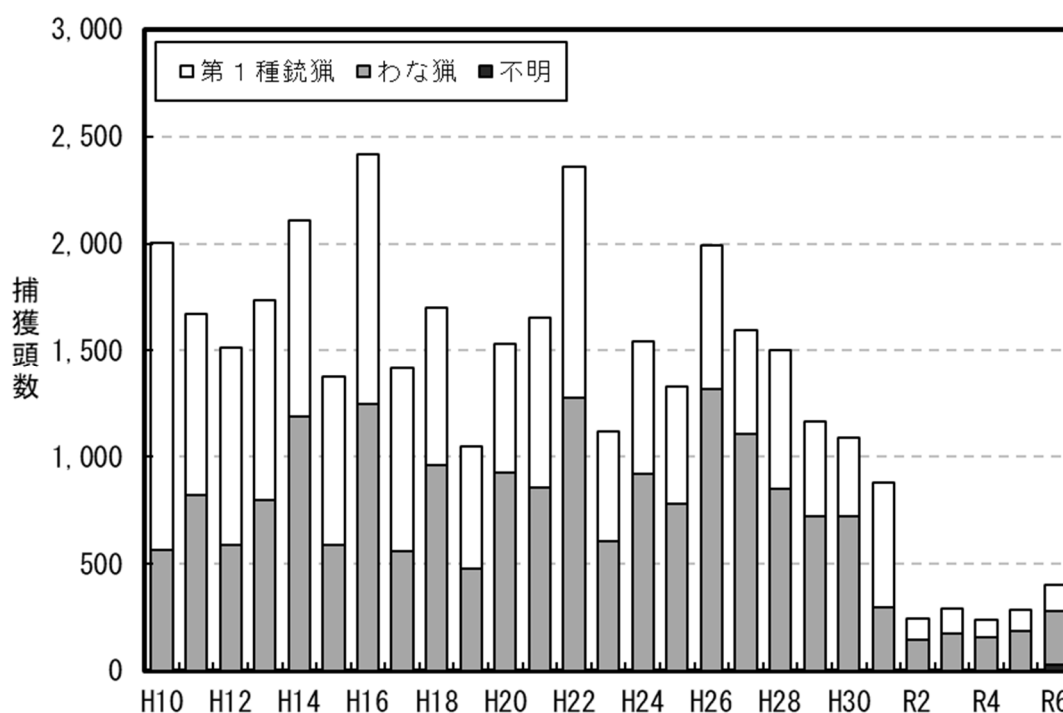
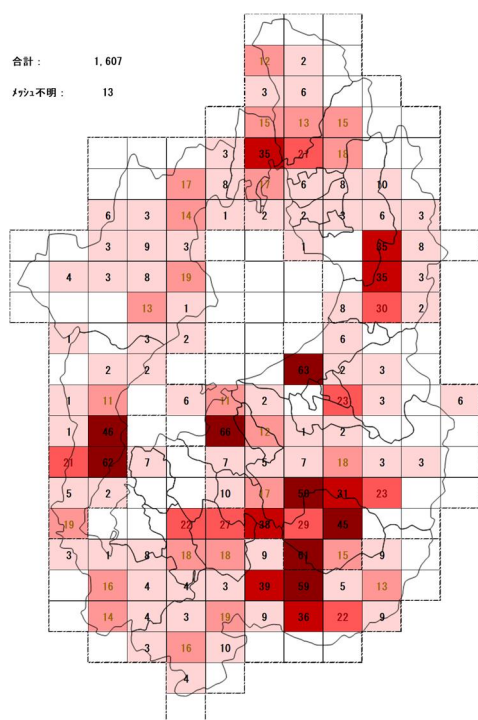


図 8 滋賀県における猟法別のイノシシ狩猟捕獲数

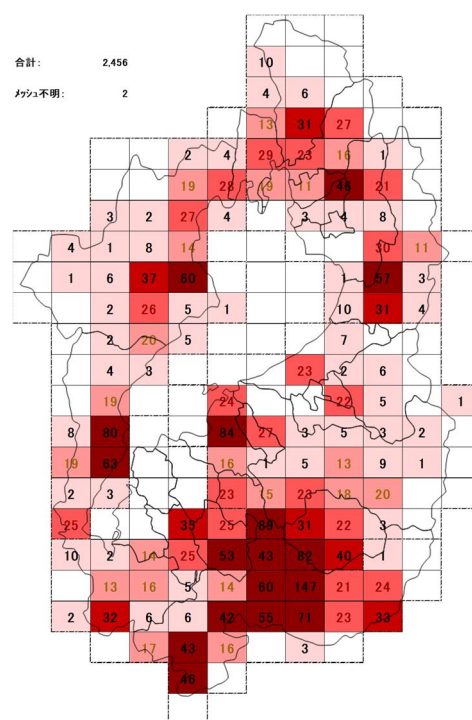
③ 狩猟・有害鳥獣捕獲を合わせた県内の捕獲状況

令和 6 年度（2024 年度）の狩猟による捕獲は 401 頭、有害鳥獣捕獲による捕獲は 3,262 頭の合計 3,663 頭で、県全体で捕獲が推進されている（図 9 参照）。

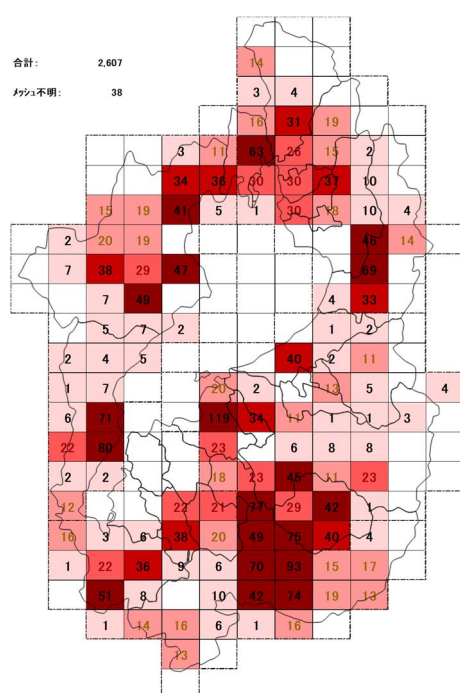
また、狩猟および有害鳥獣捕獲ともにわなによる捕獲の割合が大きく、令和 6 年度（2024 年度）は県全体で、狩猟のうち約 6 割、有害鳥獣捕獲のうち約 9 割を占める（図 104 参照）。



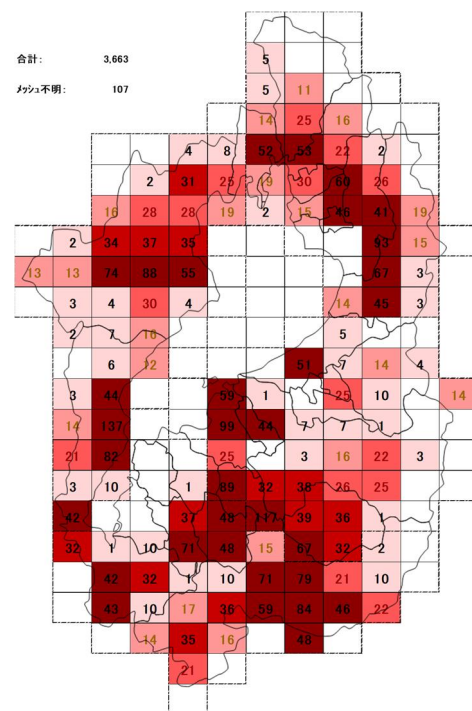
R3



R4



R5



R6



図 9 メッシュ別イノシシの捕獲数（狩猟・有害鳥獣捕獲）

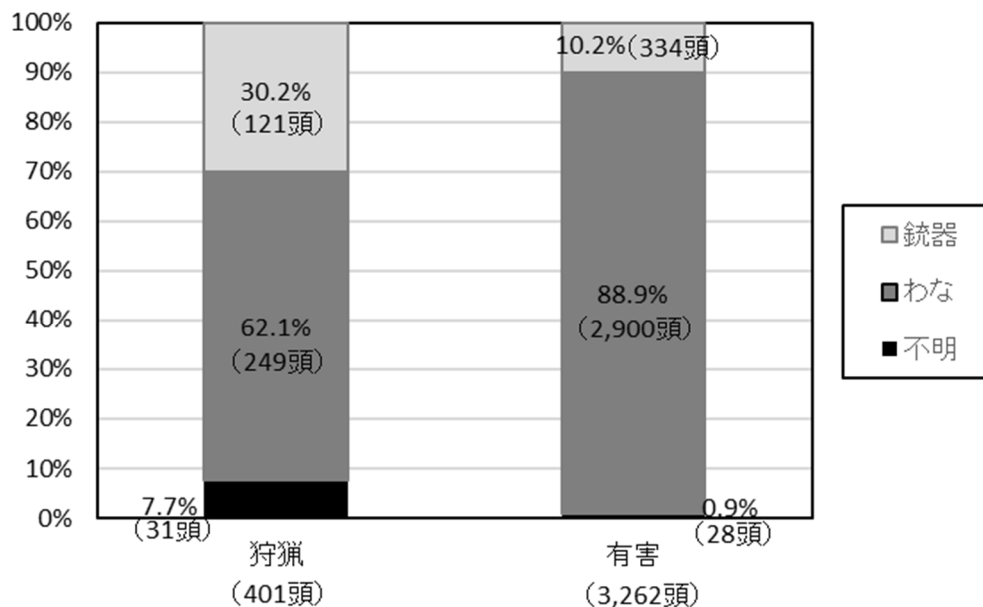


図 10 狩猟・有害鳥獣捕獲による捕獲方法別捕獲数の割合（令和 6 年度）

④ 狩猟者数の動向

本県の狩猟免許所持者数は昭和 50 年代前半から減少し続けており、昭和 50 年（1975 年）に約 6,000 件あった所持件数は、平成 28 年度（2016 年度）以降、2,400 件前後で推移している。

免許種別では第 1 種銃猟がやや減少しているのに対し、わな猟については、地域における協議会等が免許の取得に対し経費を助成するなど、農林業者による免許取得の推進が進められており、わな猟の免許所持者数が増加傾向にある。平成 24 年度（2012 年度）以降、わな免許所持者が銃免許所持者を上回っている。

また、年齢別では、30 歳未満の免許所持者の占める割合が近年増加傾向にあり、平成 20 年代でピークであった 60 歳以上の免許所持者の占める割合は減少傾向にある。なお 60 歳以上の免許所持者のうち 70 歳以上の免許所持者が約 6 割を占めることから、今後、高齢化による捕獲従事者の減少が懸念されるため、次世代狩猟者の育成が求められる（図 11、図 12 参照）。

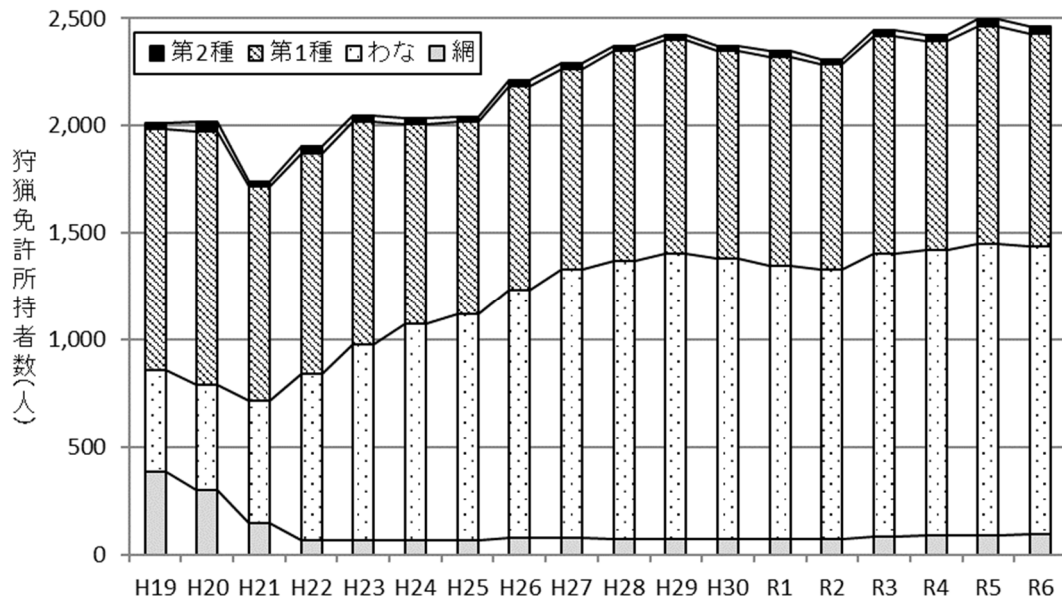


図 11 滋賀県における狩猟免許所持者数の推移

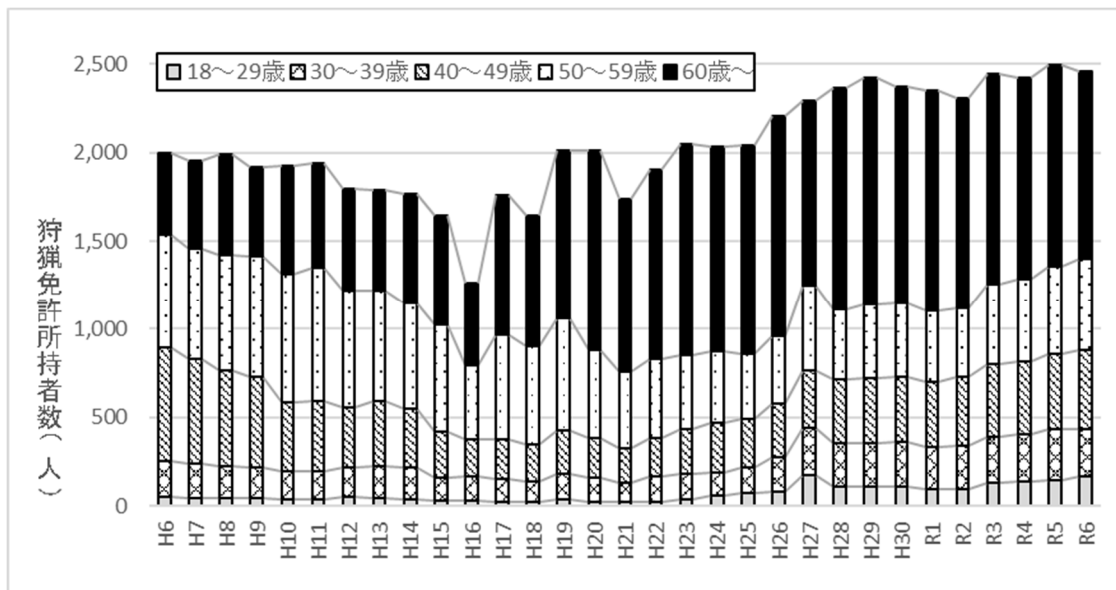


図 12 年齢別狩猟免許所持者数の推移

1

2

(4) 被害と被害防除の状況

3

① 被害

4

i. 農林業被害

5

野生獣による農作物被害については、平成 21 年度（2009 年度）以降、

被害量が軽微であった作物も含めるなど広い範囲の作物を対象として、よりの確な被害状況の把握に努め、被害集落に対するアンケートや聞き取りを行うなど、きめ細かな調査（市町）を行った。農作物被害の変化を見ると、平成 23 年度（2011 年度）をピークに、令和 3 年度（2021 年度）まで低下傾向を示していたが、近年は横ばい傾向を示している。地域別に見ると、湖南地域では令和 6 年度（2024 年度）に被害が急増しており、米価の上昇が一因だと考えられる（図 17、図 14、図 15 参照）。

主な野生獣による農作物被害面積は、平成 21 年度（2009 年度）から平成 23 年度（2011 年度）はニホンジカの被害が多かったが、その後はイノシシの被害の方が多いい傾向にある。農作物被害金額については平成 22 年度（2010 年度）を除いてイノシシが最も多い状況が続いている。作物別では、水稻被害が最も多く、被害金額で約 98%を占めている（図 20、図 17、図 218 参照）。

また、イノシシによる農業被害は、直接的な被害だけでなく、畦畔の掘り起こしなどによる被害も生じている。

イノシシによる被害は農業被害が主であるが、タケノコ等の林産物を主体とする林業被害等も発生している。

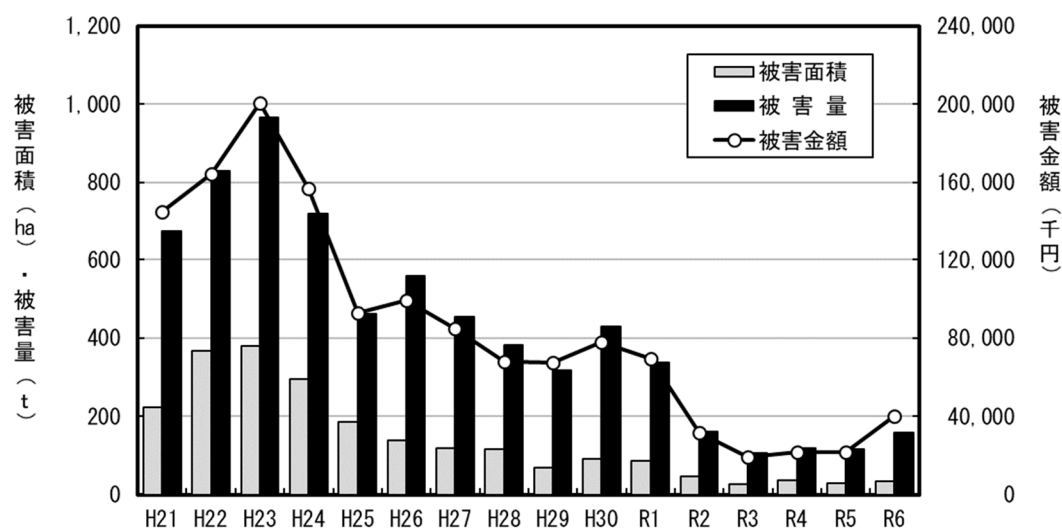


図 13 イノシシによる農作物被害面積・被害金額の推移（県全体）
県内各自治体調べ（滋賀県みらいの農業振興課集計）

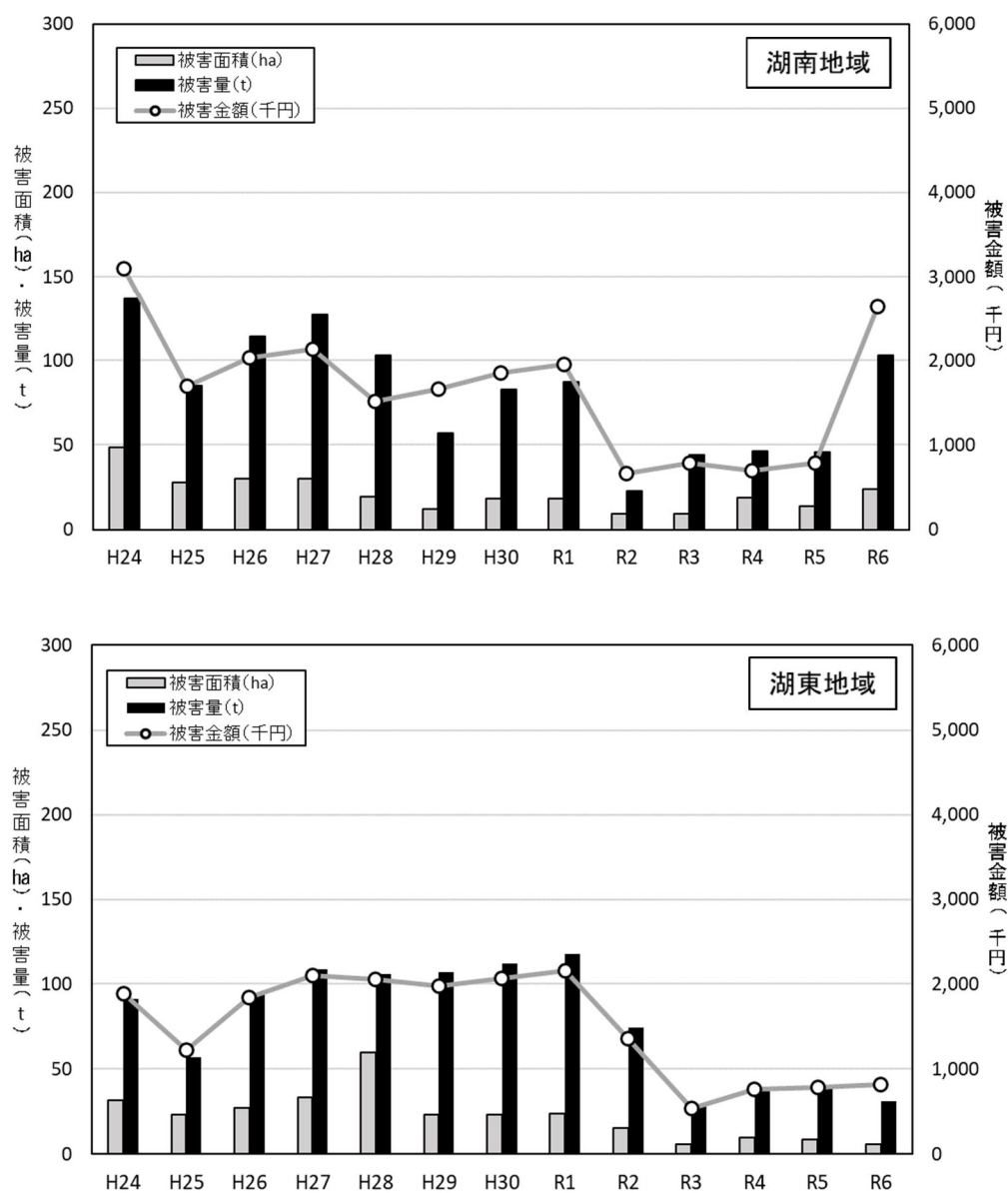


図 14 イノシシによる農作物被害面積・被害金額の推移（地域別）
県内各自治体調べ（滋賀県みらいの農業振興課集計）

1
2

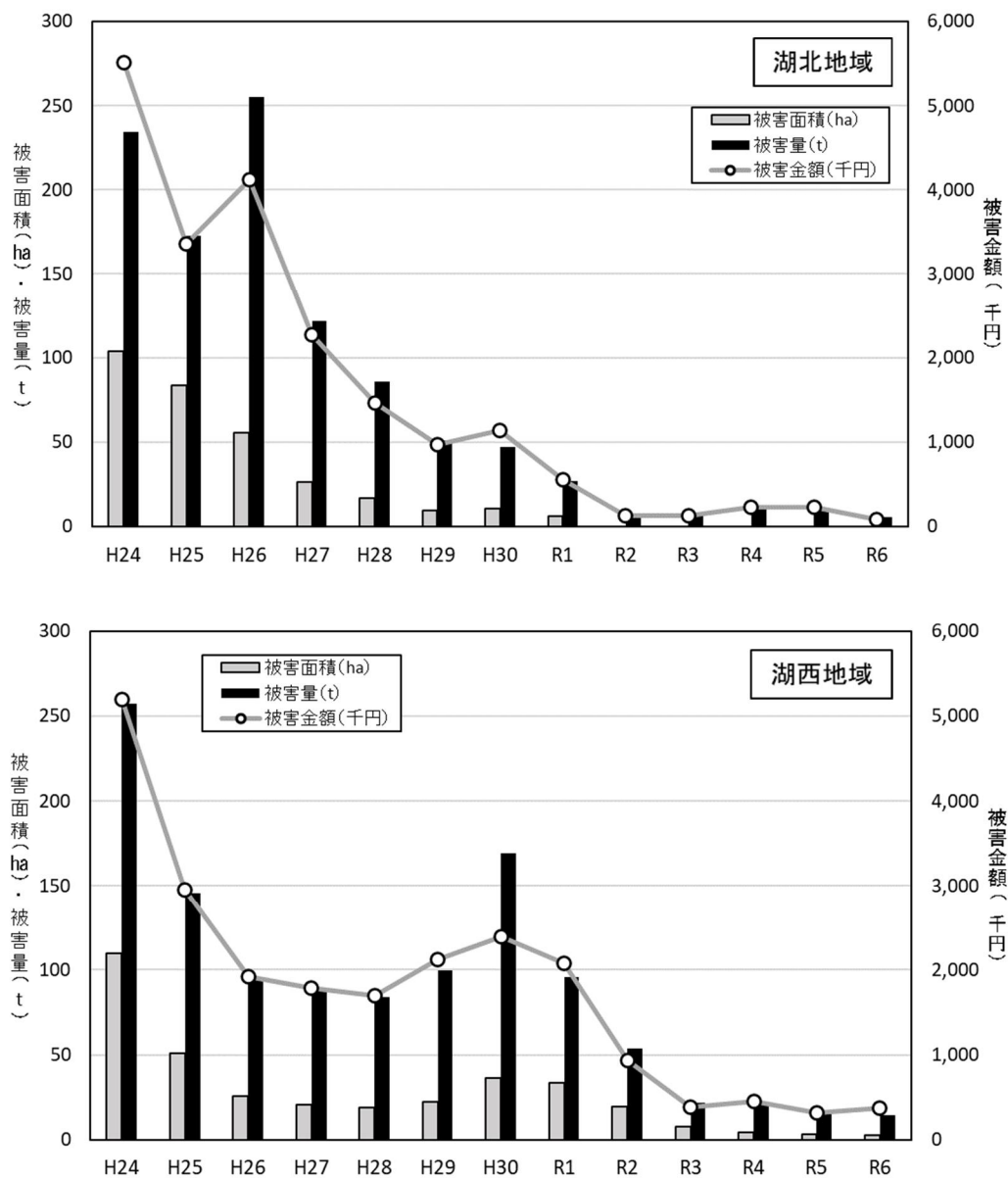


図 15 イノシシによる農作物被害面積・被害金額の推移（地域別）
県内自治体調べ（滋賀県みらいの農業振興課集計）

→集落に対する聞き取りに基づく数値

主な野生獣による農作物被害面積の推移

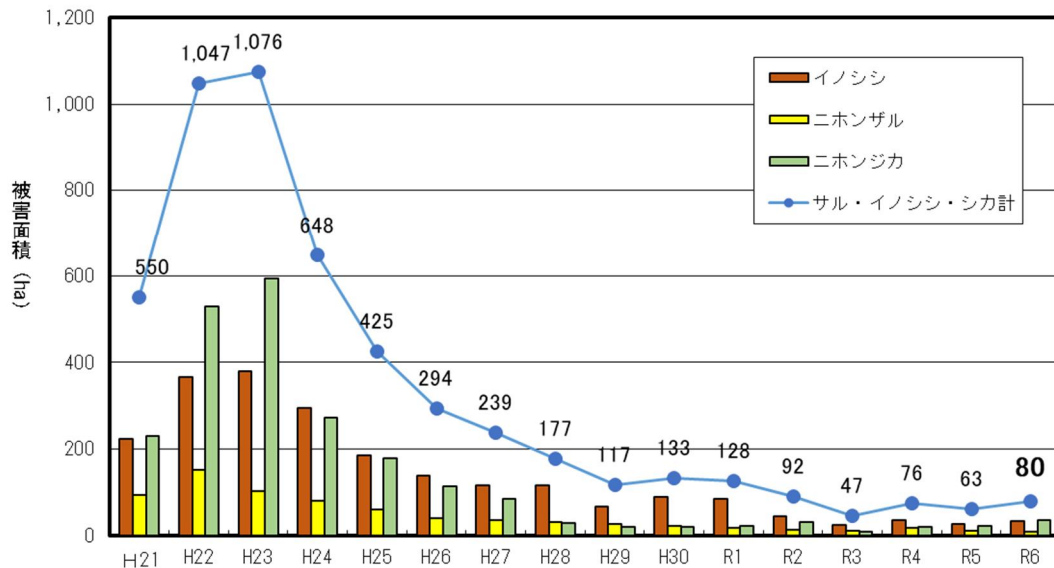


図 16 主な野生獣による農作物被害面積の推移

県内各自治体調べ（滋賀県みらいの農業振興課集計）

1

→集落に対する聞き取りに基づく数値

主な野生獣による農作物被害金額の推移

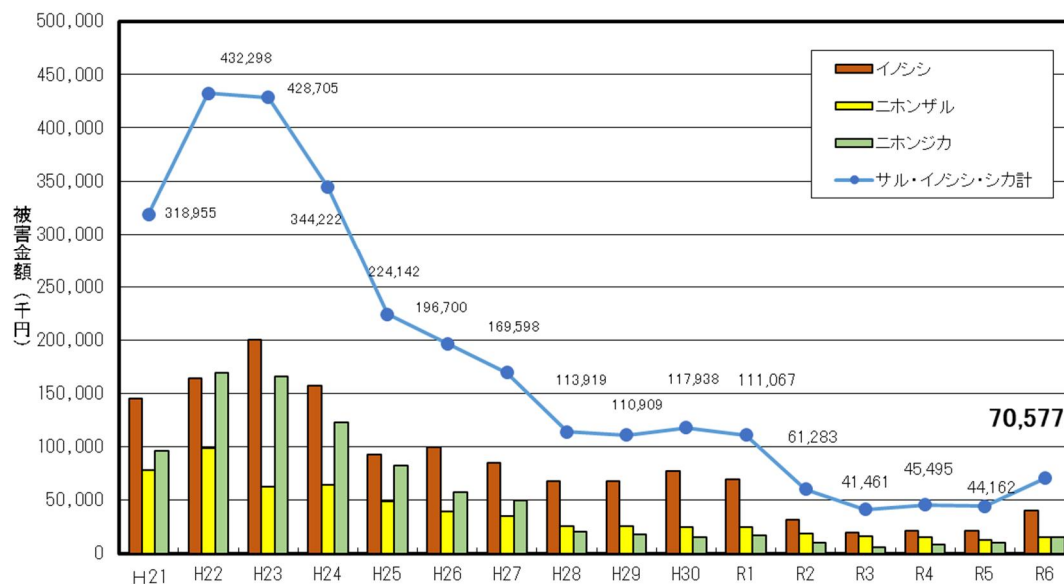


図 17 主な野生獣による農作物被害金額の推移

県内各自治体調べ（滋賀県みらいの農業振興課集計）

イノシシによる農作物別の被害状況（R6年度）

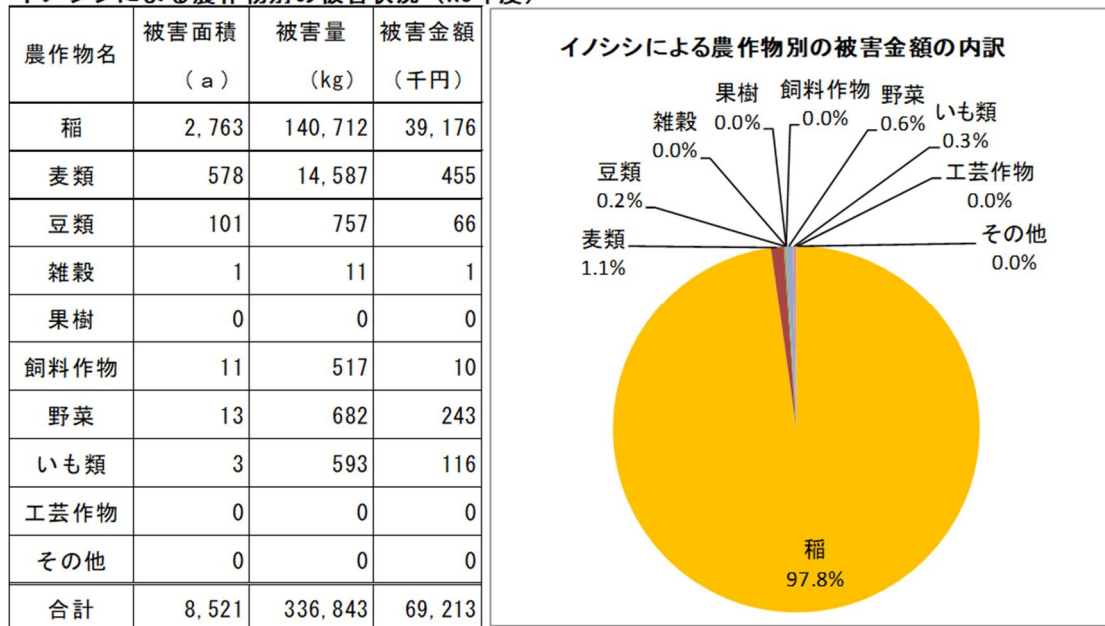


図 218 イノシシによる農作物別被害量（令和 6 年度調査）

県内各自治体調べ（滋賀県みらいの農業振興課集計）

ii. その他の被害

イノシシによる被害は、農業被害に止まらず、市街地に出没し人身被害を引き起こす、ゴルフ場や公園などの芝を掘り返すなどの被害を引き起こしているほか、河川敷地内で堤防を掘り起こしていることも報告されている。また、イノシシをはじめとした獣類による農業被害は、耕作意欲の減退に直接影響し、耕作放棄地の拡大の一因となっている。その他にも、管理の行き届いていない森林が増加したことや、放置竹林が拡大していることなど集落環境の変化が、被害を拡大させ、そのことが種々の生産活動の一層の低下を招き、極めて深刻な問題となっている。

② 防除状況

イノシシ等による農業被害の防除対策として、防護柵が整備されている。防護柵には、金属製のフェンスで大規模に農地や集落を囲う集落柵（棲み分け柵）と、小規模な農地をネットや電気柵などで囲う簡易防護柵がある。平成 19 年（2007 年）12 月の鳥獣被害防止特措法の成立以降、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した集落柵の設置が進み、特に平成 22 年度（2010 年度）から平成 25 年度（2013 年度）に防護柵の設置

が推進された。近年は、特に湖南地域での設置が進んでいる。今後も、防護柵の維持管理が適切に実施される実施体制の整備が求められる（図 19 参照）。

また、「集落ぐるみ」での被害防除の一環として、集落環境点検を通じて被害要因を明らかにし、防護柵と併せて緩衝帯の整備など複合的な対策を実施している集落では、農業被害が減少するなど被害防除の成果が現れている。しかし、他の獣種と比較してイノシシによる農作物被害は多く、被害要因を明らかにし、きめ細やかな被害対策を進めることが求められる。

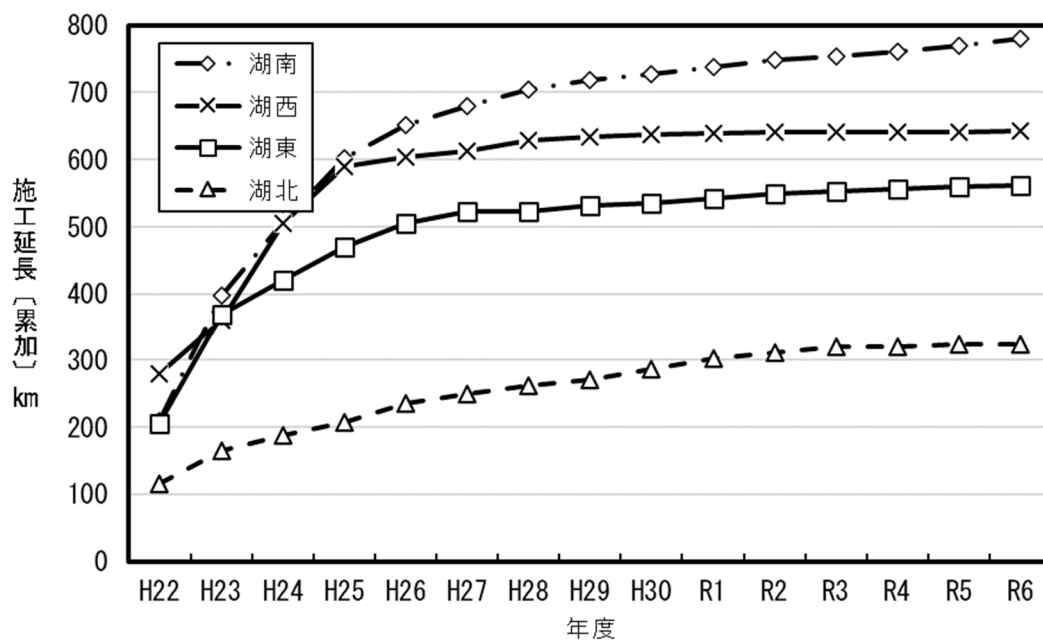


図 19 管理地域別の農地における柵の整備状況

（５）豚熱（CSF）の感染状況および対策状況

豚熱は、平成 30 年（2018 年）9 月に岐阜県の養豚農場において感染が確認されて以降、国内で感染地域の拡大が進行している。本県においても、これまでに 2 戸の養豚農場で CSF に係る防疫措置が実施された。野生イノシシにおいても感染が確認され、感染確認区域は中部各県を中心に拡大し、令和 8 年（2026 年）2 月時点で、42 都府県で感染が確認されている。本県では、令和元年（2019 年）9 月に野生イノシシで感染が初めて確認され、その後県内でも感染確認区域が拡大しており、令和元年度（2019 年度）から令和 7 年度（2025 年）の期間で 15 市町 411 頭の陽性個体を確認している。

豚熱の感染拡大防止のため、以下に示すような野生イノシシおよび飼養豚への感染防止のための対策を進めている。

1）野生イノシシの捕獲強化

- ・県内全域を捕獲強化エリアに設定
- ・市町への協力依頼

2）野生イノシシへの経口ワクチンの散布

- ・令和元年（2019 年）9 月から、国のワクチンベルト構想に基づき散布を開始
- ・令和 2 年（2020 年）5 月から、感染確認区域およびその周辺の市町において散布（継続して実施中。令和 8 年（2026 年）8 月現在）

3）ウイルス浸潤状況調査

- ・死亡イノシシおよび捕獲された野生イノシシを対象に豚熱抗原検査（PCR 検査）および豚熱抗体検査（ELISA 検査）を実施

4）養豚農場における防疫体制の強化

- ・養豚農場に対し、飼養衛生管理基準の遵守の徹底を指導

5）飼養豚等への CSF ワクチン接種

6. 管理の目標と施策の基本的な考え方

(1) 第3次計画期間中の取組評価

第3次計画では、できるだけ速やかに農作物被害金額を令和元年度(2019年度)より10%減少させることとし、目標達成後も農作物被害金額のさらなる減少を目指すこととしていた。令和6年度(2024年度)の農作物被害金額は、令和元年度(2019年度)比で42.1%の減少となり、目標を大幅に達成するに至った(表2参照)。また、農作物被害面積についても58.8%の減少となった。しかし、令和元年度(2019年度)の豚熱発生以降、県内全域で野生イノシシの生息数が減少した可能性が高く、農作物被害減少の一因となったことが考えられるため、引き続き、防護柵と併せて緩衝帯の整備など複合的な対策を進めることが求められる。

また、捕獲を推進するため狩猟期間は従来の狩猟期間である11月15日から2月15日の3か月間から、第1次計画では11月15日から3月15日まで、そして第2次計画では11月1日から3月15日までの4か月半の期間に延長された。狩猟期間の延長により、捕獲数が増加し、捕獲数の上乘せに寄与していると考えられる(図20、図21参照)。

表2 第3次計画による目標の達成状況

	令和元年度	令和6年度	R1-R6減少率
農作物被害面積	85ha	35ha	58.8%
農作物被害金額	69,213千円	40,067千円	42.1%

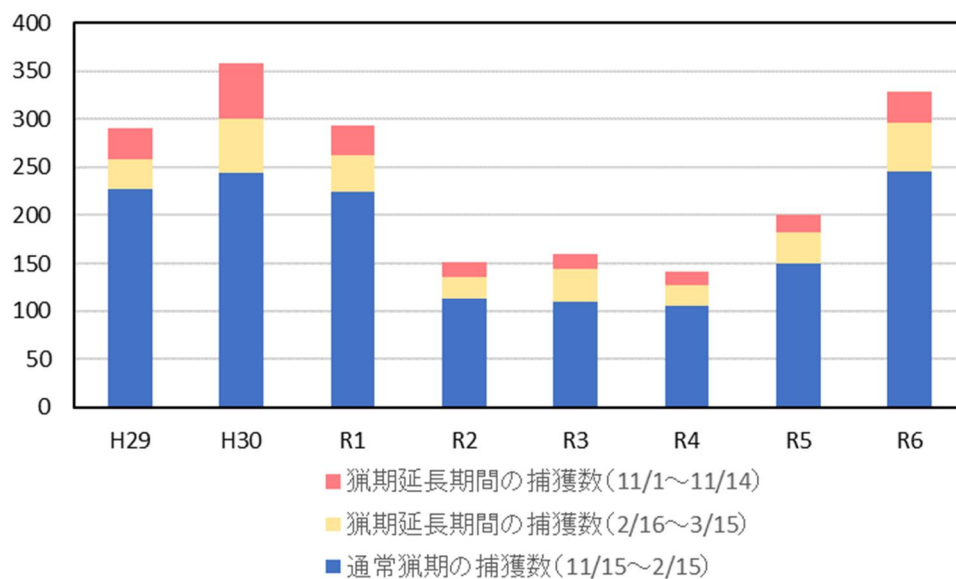


図 20 銃猟による捕獲数

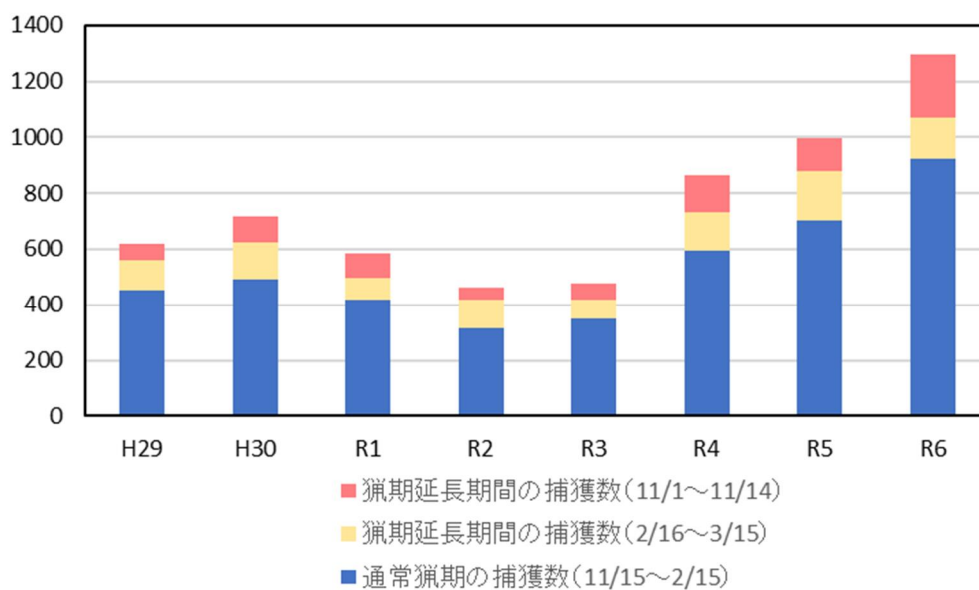


図 21 わな猟による捕獲数

1 (2) 管理の目標

- 2 イノシシによる農作物被害は第1次計画期間において大きく減少した。し
- 3 かしながら、獣害全体で見るとイノシシによる被害は依然として高い割合を
- 4 占めている状況にあることから、引き続き農業被害を減少させ、人とイノシ
- 5 シの軋轢を緩和することを長期的な目標とする。

短期的な目標として、滋賀県農業・水産業基本計画⁵および鳥獣被害防止計画⁶との整合を図り、今期計画では、農作物被害金額を令和6年度(2024年度)より半減、農作物被害面積を令和6年度(2024年度)より30%減少させることとする。また、目標達成後も農作物被害金額および農作物被害面積のさらなる減少を目指すこととする。

イノシシによる被害は、被害防除対策の実施状況によって大きな差が生じやすく、適切な防除によって被害を減少させることが可能である。防護柵の整備(維持補修)や農地周辺の環境管理等が適切に行われている集落では、被害が軽減するなど一定の成果が現れている。第1期計画期間においては特に防護柵の整備が進んだことにより農作物被害は減少した。しかし、第3次計画期間中においては、被害規模は下げ止まりの傾向を示しており、すべての被害を被害防除対策のみで対処することは難しく、狩猟および有害鳥獣捕獲による駆除を実施するなど、総合的に実施することによって、農業被害を軽減させることが重要である。

(3) 施策の基本的な考え方

イノシシは農業被害を引き起こすが、適切な施策によって棲み分けが可能な動物である。そのため、個体群管理、被害防除対策、生息環境管理を総合的に実施することによって、農業被害を軽減させることとする。

① 個体群管理

イノシシは、琵琶湖の区域および市街地を除いてほぼ県内全域に分布している。令和8年(2026年)4月に環境省から公表されたイノシシの統計手法を用いた個体数推定等の結果から、令和5年度(2023年度)末における全国のイノシシの推定個体数は平成26年度(2014年度)をピークに、減少傾向であると推測されるが、農業被害を低減させるため、引き

⁵ 滋賀県農業・水産業基本計画：滋賀県基本構想を上位計画とし、本県農業・水産業の基本的な施策の展開方向を示す。主な野生獣(ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル)による農作物被害金額を令和12年度までに4千万円以下にすることを目標のひとつとしている。農作物被害金額のうちイノシシの占める割合に変化がないと仮定した場合、令和6年度のイノシシによる農作物被害金額40,067千円を令和12年度までに22,708千円までに減らすこととなる。

⁶ 鳥獣被害防止計画：野生鳥獣による農林業被害の軽減を目的とした被害防止対策を総合的、効果的に実施するため、鳥獣被害防止特別措置法に基づき、市町村が策定する計画。

1 続き加害個体の捕獲を中心とした個体群管理を推進する。

2 生息密度指標のモニタリングの実施や被害状況等の把握等によりイノ
3 シシの生息動向を総合的に判断し、イノシシの個体数が増加する傾向が
4 認められた場合は捕獲圧を高めるなど、科学的知見に基づいて捕獲等の
5 個体群管理の方向性を修正する「順応的管理」を行う。

6 捕獲に当たっては、まず、農業被害低減の観点から、農地や集落に被害
7 をもたらす加害個体を対象として集中的に有害鳥獣捕獲を行うものとし
8 る。また、防護柵の整備等の被害防除対策、生息環境管理での被害軽減が
9 難しい集落等においては重点的に有害鳥獣捕獲を行うものとする。狩猟
10 期間について、県内全域で 11 月 1 日から 3 月 15 日までとし、捕獲の推
11 進に努めるものとする。

12 また、生息状況についてのモニタリングを行い、生息地、生息密度等が
13 適切な状況となるように管理する。

14 なお、イノシシは生まれてから 1 年ほどで繁殖できるようになり 1 回
15 の産仔数も 4～5 頭と多いが、若齢での死亡率が高く生育する頭数は環
16 境要因により大きく変わる。イノシシについては、個体数の推定が現実的
17 に困難であることや、1 年間という短い期間の間でも個体数の変動が大
18 きいことなどから、ニホンジカのように目標とする生息個体数や生息密
19 度を設定し、それを管理目標とすることは難しい。

21 ② 被害防除対策

22 被害防除対策は、集落・農地の管理が重要となる。

23 農業被害については、防護柵の整備を進めるとともにその効果を最大
24 限発揮できるよう、柵周辺の刈り払いや破損箇所の点検などを行う。ま
25 た、その維持管理を集落ぐるみで適切に実施できる体制づくりを進める。

26 特に、集落、農地および農地周辺については、イノシシにとって魅力の
27 ない場所となるよう、集落環境点検などの手法を活用しながら、地域が主
28 体となってイノシシの餌資源となるものを極力排除する。また、イノシシ
29 にとって餌場としても隠れ場としても好適な環境となる耕作放棄地や放
30 置竹林を適正に管理し、身を隠すことのできるやぶについては、刈り払い
31 などを実施する。

32 県、市町、農林業団体等と連携し、集落や地域ぐるみで被害防除対策を
33 進めることで、目標の達成を目指すものとする。

また、イノシシの侵入のための移動経路となり得る河川敷等のやぶ等についても、生物多様性に配慮しつつ、管理者等と調整し対応を検討する。

③ 生息環境管理

人とイノシシの棲み分けによる被害軽減を図っていくため、イノシシを含めた様々な野生鳥獣が生息できるよう生物多様性に配慮した森林整備を行っていくことが重要である。針広混交林等はイノシシにとっても休息・避難場所となる藪や茂みおよび食料を提供する環境の一つになり得ることが期待され、琵琶湖森林づくり基本計画に基づき次のような整備を行うこととする。

琵琶湖の水を育む水源涵養や流域治水としての多面的機能の持続的な発揮を図るため、自然のサイクルで維持される森林としての「環境林」と資源の循環利用を促進する森林としての「循環林」を組み合わせた森林づくりを行うこととする。環境林のうち、崩れやすい土質、人家などの保全対象に近いなど、災害リスクが高い人工林および天然林では、水源涵養等の公益的機能を重視し、針広混交林等へ誘導することとする。

7. 数の調整に関する事項

(1) 具体的な施策

イノシシに対する捕獲圧をさらに高めるため、第4次計画では第3次計画での狩猟期間の延長を継続し、狩猟による捕獲を推進することとする。なお、一般入山者等に対し狩猟期間の拡大に係る注意喚起を行うとともに、狩猟者に対しても安全な狩猟の徹底を啓発するなど安全確保に努める。

有害鳥獣捕獲に関しては、農地や集落に被害をもたらす加害個体を対象として集中的に実施する。また、防護柵の整備等がなされても被害が低減しない集落や整備が難しい集落などで重点的に実施する。捕獲に当たっては目撃効率等イノシシの動向に留意し、農業被害等の状況をみながら実施することで、農林業従事者等地域住民の被害意識の低下に直接結びつくよう努める。

豚熱については、豚熱感染を媒介するイノシシの捕獲強化による生息密度の低下や侵入防止柵の設置等のほか、経口ワクチン散布による抗体保有率の

増加、養豚農場における飼養衛生管理基準の順守の徹底など、豚熱の感染拡大防止のための施策を総合的に実施する。

(2) その他推進すべき事項

被害対策を効果的なものとするためには、野生動物が出没する原因を正しく理解し、被害状況に応じた的確な対策を実践できる人づくりとともに、農家個々に止まることが多かった対策を集落等のまとまりをもった単位の取り組みへと発展させ、県全体の被害軽減を図る必要がある。そのためにも、防除に対する正しい知識と技術を習得する機会を提供するとともに、集落環境点検を契機として、被害状況に応じた的確かつ計画的な対策に取り組む集落の育成と拡大を図る。

人材育成の一環として農林業者によるわな免許取得も地域における協議会等が主体となって推進されており、わな免許取得者が増えてきている。こうした動きを促進するとともに、近年、ICT 機器を活用した捕獲技術の開発が進んでおり、こうした技術の普及にも努める。

また、被害防除対策としての有害鳥獣捕獲は、一定の効果が認められるため、被害状況や狩猟者数など地域の実状を踏まえ、市町、農林業従事者等地域住民、および狩猟関係団体らと連携し、耕作地周辺の被害原因となる個体の捕獲等を効果的に実施するため、多様な主体による捕獲など新たな捕獲体制についても検討する。

8. 被害防除対策に関する事項

(1) 農業被害対策

イノシシによる農業被害について、特に農作物被害は、防護柵の整備等の推進により減少している。しかしながら、防護柵の耐用年数を迎える集落が多く、防護柵の点検や更新などの被害防除対策の継続が必要である。

農業被害の防除技術としては、ネットや電気柵などの簡易防護柵と金属製のフェンスなどの恒久型防護柵で侵入を防ぐ方法があるが、いずれも整備方法や管理が不適切であると効果が発揮されない。このため整備に当たっては管理が行いやすい整備ルート、潜り込みや跳び込みなど、侵入されにくい施工方法を検討することが必要である。防護柵整備後は、定期点検による維持補修が継続的に実施できる集落でのルールづくりが不可欠であり、農業者だ

けでなく集落全体で被害を防ぐという合意形成が重要である。

なお、ある地域で防護柵の設置等対策を実施した際に、防護柵の設置がない他の地域で新たに被害が発生する可能性もあり、対策後の動向を注視する必要がある。

また、イノシシだけではなくニホンザルやニホンジカ、ツキノワグマといった他の野生動物による農林業被害も重複して発生しており、これら複数の種の野生動物からの被害を防ぐための総合的な対策も求められる。

(2) その他の被害対策

人身事故に繋がる市街地への突発的なイノシシの出没は、ごみや不要作物等が誘引物となっていることが考えられる。また、イノシシが市街地に隣接するやぶや耕作放棄地、河川・水路等を利用していると考えられるため、誘引物の適切な管理を行うとともに、住宅地や集落周辺のやぶを解消し、河川・水路につながるけもの道をなくすよう刈り払い等を推進するなど、イノシシが出没しづらい環境をつくることが重要である。また、水路等の損壊等の被害も報告されていることから、被害拡大防止に向けた見回りや早期に補修を行うことが重要である。こうした河川・水路等におけるイノシシの出没対策については河川管理部局等と連携し取り組む。

とりわけ、市街地への出沒事例が特に多い地域においては、その周辺の山林等生息域での捕獲を実施し、危険性の高い個体を排除する。また、市街地の出没であって、一定の条件を満たしている場合、緊急銃猟を実施するなど、柔軟な対応を行う。

9. 生息環境の保全・整備に関する事項

生息環境管理には、イノシシを人の生活圏に近づきにくくするためにするための環境管理と、イノシシ個体群を存続させていくための山間部等の環境管理がある。

(1) 集落および農地

農地については人間の生産活動の場と位置づけられることから、イノシシの侵入を防止するため防護柵を活用し、イノシシの生息域との隔離を図る。

また、イノシシの餌となる稲のひこばえ⁷や野菜の収穫残渣などを放置しないよう管理するものとする。

また、農地だけでなく人が餌と認識しないもの、例えば集落内の生ごみなどについても注意を払い、イノシシにとって魅力のない集落となるよう、集落全体で取り組むものとする。

実施にあたっては、地域の被害状況に応じて、集落が一体となって被害防止策に取り組めるよう、「集落ぐるみによる鳥獣害対策」を推進する。集落環境点検などを契機として、集落ぐるみで防除を推進する合意形成を図るものとする。

(2) 農地に接する森林および耕作放棄地

人の生活圏とイノシシの生息域の緩衝帯と位置づけられることから、イノシシが農地へ侵入するための経路とならないよう、農地に接する森林ではやぶや低木の伐採を推進するとともに、放置竹林が拡大するのを防止するため、林縁の伐採等についても推進する。

また、増加している耕作放棄地についても、既に耕作放棄地となっている農地を再生利用するとともに、新たな耕作放棄地の発生を防ぐことが必要である。耕作放棄地がイノシシの餌場や隠れ場所とならないように管理するとともに、国や県の交付金等を活用し、再生して利用する取り組みを推進する。ただし、伐採後そのまま放置しておく、やぶ化等するため、伐採後の管理を継続することが重要である。

なお、管理の省力化を図るため、森林と農地との緩衝帯において家畜を放牧するなどの手法にも取り組むものとする。

これらの対策を実施する際には、地元住民の参加を得つつ、各種の事業も活用する。

(3) 生息地としての森林

森林の生態系や環境に配慮した森林整備を推進し、特に、森林所有者による自主的な整備が進まず放置状態にある人工林については、針広混交林等に誘導し、多様な自然植生の保全・整備に努める。こうした森林整備を推進することによって、イノシシの生息環境としても望ましい森林になると考えられる。

⁷ 稲のひこばえ：稲の収穫（刈り取り）後の切り株から生える茎葉や穂

10. その他管理のために必要な事項

(1) モニタリング等の調査研究

① 生息状況調査

イノシシの生息状況をモニタリングするため、平成 22 年度（2010 年度）から捕獲数、捕獲場所、目撃数について、狩猟者を対象とした出猟カレンダーによりデータ収集を行っており、令和 7 年度（2026 年度）からは、有害鳥獣捕獲による目撃数についても収集を行っている。被害状況や狩猟の効果を検証するため、引き続きデータ収集を行うとともに、出猟カレンダーの記載方法等について狩猟者に啓発し、より精度の高いデータとなるよう努める。また、狩猟期間の延長の効果についても、モニタリングを行う。

② 被害状況調査

各市町単位で、被害作物別に被害金額、面積および被害量などの調査を実施し、県で調査結果をとりまとめて把握する。

また、被害を軽減させるためには、被害が深刻化している場所を把握し、その場所で防護柵の整備、捕獲などの対策を集中的に行うことが重要であるため、被害状況の適切な把握手法について、調査・検討を行う。現在実施している被害集落に対するアンケートや聞き取り等の調査についても、農林業従事者等地域住民の意向に沿った対策を行うための資料となるよう、被害意識等のより詳細な情報の収集に努めることとする。

(2) 普及啓発

イノシシの管理の推進は、主に市町や狩猟者の協力を得て実施することになる。そのため、積極的な管理が推進できるよう、狩猟者等から提供された捕獲・目撃情報などを集計しその状況を市町や狩猟者に提供し、現在のイノシシの生息動向等について情報共有を行う。

また、豚やイノシシに感染・伝播する伝染病である豚熱（CSF）やアフリカ豚熱（ASF）⁸、人獣共通感染症である重症熱性血小板減少症候群（SFTS）等の感染症対策についても狩猟者等に対して啓発するとともに情報収集に努める。

(3) イノシシの資源的利用について

県では捕獲した野生鳥獣を地域資源として有効利用するため、滋賀県ジビエ活用検討プロジェクトチームを設置している。

イノシシ肉はシカなど他の狩猟鳥獣に比べて人気が高く、自給的な消費とともに小規模ではあるが商品化もみられることから、地域資源として需要を掘り起こし、拡大を図ることにより、狩猟による捕獲の促進効果や、狩猟者の確保につながることを期待される。

また、県内はほぼ全域が豚熱感染確認区域となっているが、従来、豚熱感染確認区域で捕獲されたイノシシは感染の有無に関わらず、ジビエ利用が出来ないとされてきた。今般、国において豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引きが作成されたことから、県内における豚熱陰性個体のジビエ利用のための体制確立に努める。

なお、野生動物の肉は、適切な処理を行わないと食中毒や寄生虫などの衛生上の危険があるため、安全な食肉を流通させるためには、狩猟者と処理業者の双方が衛生的な取り扱いをすることが重要である。

(4) 錯誤捕獲の防止について

ニホンジカおよびイノシシの捕獲を目的として設置されたくくりわな、箱わなにツキノワグマおよびニホンカモシカ（以下「カモシカ」という。）が錯誤捕獲される事例が全国的に発生している。本県もツキノワグマおよびカ

⁸ アフリカ豚熱（ASF）：ASF ウイルスが豚やイノシシに感染することによる致死性の高い伝染病。日本での発生は未確認だが、豚熱（CSF）と比較し環境耐性が極めて高く、有効なワクチンや治療法がないため、徹底した感染防止対策が求められる。

モシカの生息域になっており、ツキノワグマ等が錯誤捕獲される事例が報告されている。特に、近年はわなを使用した捕獲が増加しており、今後も錯誤捕獲が発生することが予想される。そのため、捕獲従事者は錯誤捕獲の防止対策や発生時の対応について理解しておく必要がある。なお、本県のツキノワグマは地域個体群存続への影響の観点から「滋賀県で大切にすべき野生生物 2025 年版」では要注目種に位置づけられており、錯誤捕獲されたツキノワグマは原則移動放獣されている。また、カモシカは国の特別天然記念物に指定されていることから、カモシカが錯誤捕獲された際は錯誤捕獲された個体を放獣することが求められる。また、放獣後は市町の文化財担当部局へのすみやかな情報提供に努めるものとする。

なお、ツキノワグマの具体的な錯誤捕獲防止策としては、くくりわなでは輪の直径が 12 センチメートル以内、ワイヤーの直径が 4 ミリメートル以上あり、締付け防止金具およびよりもどしを装着したものを使用するが基本となっている。箱わなでは誤って入ったツキノワグマが逃げられる脱出口を天井に設けたものを使用すること、ツキノワグマの痕跡が多い場所ではわなの設置を控えること等があげられる。カモシカについても、カモシカの痕跡が確認された場所においてはわなの設置を控えることが推奨される。

(5) 計画の実施体制

本計画の実施にあたっては、県関係機関、試験研究機関、市町、農林業者(団体)、地域住民、森林管理署、狩猟者団体等が連携するとともに、関連 NPO、ボランティアからも協力を得るように努める。

特に施策の実施にあたっては、市町との連携、協力が不可欠である。とりわけ、平成 19 年度(2007 年度)に施行された「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づき市町が作成する被害防止計画については、本計画との整合性を図ることとされていることから、市町との連携を密にとり、部局横断的に施策を実行していく必要がある。

なお、個体群の分布が連続している隣接府県とは、県が連携・調整を行い、モニタリング情報の共有に努める。

また、県は、専門家からなる検討委員会を設置し、特定管理計画の実施や見直しのために必要な事項について意見を聴くこととする。